

# 天川村会計年度任用職員 募集案内

令和8年3月23日

天川村

天川村では、条例啓発巡回の業務に従事する会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

## 1. 募集受付期間

令和8年3月23日(月)から令和8年4月10日(金)

※受付期間経過後の申込みは受け付けません。

## 2. 応募の概要

番号	勤務地	採用予定人員	職務内容
1	出勤退勤は天川村役場 勤務場所は村内一円	若干名	① 「天川村をきれいにする条例」に関する業務 (条例に抵触する者への指導・不法投棄ごみの回収・条例周知のための看板設置等) ② 職務上使用する公用車の管理 ③ 上記の他、住民課長が指示する業務

## 3. 応募資格

- ・ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 天川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ・ 普通自動車第一種運転免許の運転免許を所有し、天川村内の車道を運転することができる方。

## 4. 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員。

## 5. 任用期間

①令和8年4月20日から令和8年9月30日まで

②令和8年7月16日から令和8年8月31日まで

※採用後、原則として1ヶ月間は条件付採用期間です。

## 6. 勤務条件等

勤務場所	村内一円
勤務日	① 令和8年4月20日から令和8年9月30日までの 土曜日・日曜日及び祝日 ② 令和8年7月16日から令和8年8月31日までの平日 ③ 上記①②の勤務日については住民課職員が指示する
勤務時間	9時00分～17時00分の7時間(休憩時間60分) 勤務管理は天川村役場のタイムレコーダーで行います。
超過勤務	原則なし (但し、臨時又は緊急の場合は超過勤務を命じることがあります)
報酬	日額11,810円 (上記の他、通勤手当及び超過勤務手当の支給あり)
服務規律	会計年度任用職員は、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。 ・ 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 秘密を守る義務 ・ 職務に専念する義務 ・ 政治的行為の制限 ・ 争議行為等の禁止等 ※ 懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります
営利企業への従事等	今回、本村が募集する会計年度任用職員はパートタイム型であるため、常勤職員に適用される「営利企業等への従事等の制限」の対象になりません。副業で営利企業へ従事される場合は、服務規律を厳守すること。
その他	職務内容①「天川村をきれいにする条例」に抵触する者への指導については、民地以外で火気を使用した調理を行っている者を見つけた場合、天川村の条例で禁止されている事を伝え、まず火を消してもらい、そしてキャンプ場や、BBQ専用施設に移動して利用して頂くよう指導し日誌に記録を

残す。なお燃料として炭や木を使用している場合は、消火したものを火災予防の観点から撤去する。その際行為を行っていた者が持ち帰ることを表明した場合はその限りではない。再度の巡視に於いて同一人物が行為を続行している場合、そのことに対し警告を行った上で住民課職員に連絡を行い対応すること。 また火気を使用していなくても、自分が持ち込んだ物は持ち帰って頂くことを啓発する。
--

## 7. 選考方法

応募者に対して、書類選考、面接による選考を実施します。

## 8. 応募方法・応募書類

- ・ 会計年度任用職員採用申込書（所定の様式を使用してください。）  
※ 必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。
- ・ 普通自動車第一種運転免許の写し
- ・ ハローワーク紹介状（ハローワーク紹介の申込者）

### 【提出先】

天川村 住民課

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷60番地

☎ 0747-63-0321（内線160.162）

※ 持参又は郵送にてご提出ください。

## 9. 選考結果

受験者全員に文書にて連絡します。

## 10. 注意事項

- （ア） 応募書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。
- （イ） 応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。